

＜届出事項の異動届 記載例:2＞

(新たに国会議員関係政治団体(2号)に該当することとなった場合)

別紙4 (※ 本様式は、郵便等により提出することはできません。)

届出事項等の異動届 平成△△年10月 8日

青森県選挙管理委員会 宛

政治団体の名称 **あおりた子後援会**

事務所の所在地 **青森県青森市長崎△丁目○番○号**

代表者の氏名 **議員 科 議** 印

(印) 新の欄は、捺印すること

政治資金規正法第9条第1項の規定により届け出た事項に異動があったので、同法第7条第1項第3号第6条第3項の規定により提出した届出等の内容

の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 異動事項 **国会議員関係政治団体の区分、課税上の優遇措置の適用関係の異動**

2 内 容

(1) 新 **法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体の候補者の氏名 **あおり た子****

分属の候補者に係る公職の種類 **衆議院議員(候補者等)**

有

(2) 旧 **国会議員関係政治団体以外の政治団体 **無****

3 異動年月日 **平成△△年10月 2日**

(備考)

- 1 異動の日から7日以内に届け出ること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が署名すること。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、光臨、規約その他の政令で定める文書(法第18条の3第1項の規定による政治団体にあつては、関係計画書その他の政令で定める文書)の内容に異動があった場合には、異動後の文書を提出すること。

- ＜提出年月日＞

県選管に書類を提出するために来庁した日を記載してください。
- ＜政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名＞

県選管に届け出ているとおりに記載してください。なお、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者に異動があった場合には、異動後の名称等を記載してください
- ＜異動事項＞

異動を届け出る事項を記載します。
- ＜異動内容＞

 - ・ 異動の内容を記載します。
 - ・ 課税上の優遇措置の適用を受けていない政治団体が、国会議員関係政治団体(2号団体)に該当することとなった場合には、このほかに、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」が必要です。
- ＜異動年月日＞

「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」中、「国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日」と同一の日付を記載してください。

※ 届出事項の異動届は、異動等があった日から7日以内に、郵便等によることなく、直接持参して提出してください。